国立研究開発法人土木研究所における公的研究費の運営・管理に係る不正防止対策の基本方針

国立研究開発法人土木研究所における公的研究費運営・管理規程(平成27年規程第39号。以下「運営・管理規程」という。)第3条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所(以下「研究所」という。)における公的研究費の運営・管理に係る不正防止対策の基本方針を以下のとおり定める。

- 1. 研究所が公的研究費の運営・管理を適正に行うため、公的研究費の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して研究所内外に責任を持ち、積極的に推進していくともに、責任者の役割、責任の所在及び範囲並びに責任者の権限を明確化し、責任体系を研究所内外に周知・公表する。
- 2. 公的研究費の運営・管理に関するルールを明確にし、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図る。
- 3. 公的研究費の運営・管理に関する不正を誘発する要因を把握した上で運営・管理規程第 10条第1項の規定に基づく不正防止計画を策定し、その実施により研究所における不正 の防止対策を推進する。
- 4. 不正防止計画を踏まえて実効性のあるチェックシステムを構築し、公的研究費の適正な予算執行を図る。
- 5. 公的研究費の運営・管理を適切に行うため、そのルールに関する理解を研究所内に浸透させるとともに、研究所内外からの公的研究費に関する情報が適切に伝達される体制を構築する。
- 6. 公的研究費の運営・管理を適正に行うため、研究所全体の視点からモニタリング及び監 査制度を整備し、実施する。